

# よなご 市議会だより

第114号

平成16(2004)年8月1日発行  
発行 米子市議会  
編集 議会だより編集委員会  
米子市加茂町1丁目1  
TEL (0859) 32-0302  
Eメール gikai@yonago-city.jp



第54回 “社会を明るくする運動” 開始式の様子

## 第444回 定例会の あらまし

第444回定例会は、6月10日から6月25日までの16日間の会期で開かれました。

開会日の10日には、まず、任期満了に伴う常任委員及び議会運営委員の選任が行われました。続いて、市長から「専決処分について(米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について)」などの議案19件及び報告3件について提案理由の説明及び報告がありました。

14日から16日までの3日間は、21人の議員による市政一般に対する質問が行われました。

17日及び21日から23日までの4日間は、議案、請願及び陳情の審査等のため、委員会が開催されました。

最終日の25日には、まず、各委員会の委員長から議案、請願及び陳情の審査報告があり、いずれも、委員長報告のとおり決しました。次に、市長から「財産の処分についての議決の一部変更について」などの議案5件について提案理由の説明があり、いずれも、原案のとおり可決及び同意されました。次に、議員発議により、「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出につ

いて」などの議案4件が提出され、いずれも、原案のとおり可決されました。最後に、地方分権・合併等調査特別委員会の中間報告が行われました。  
なお、今回審議された案件は、別表のとおり40件で、審議結果については、15・16頁の一覧表のとおりです。

### 別表

区分	件数
議案	28
報告	3
請願	1
陳情	8
合計	40

### 主な内容

定例会のあらまし	1
委員会構成・会派構成	2
意見書	3・4
市政一般に対する質問	4～14
議案等審議結果一覧表	15・16

## 委 員 会 構 成

(平成16年7月1日現在)

◎=委員長 ○=副委員長

<b>常任委員会</b>		
(総務文教委員会)	(民生環境委員会)	
◎中本 実夫 ○渡辺 穰爾 岡本 武士 門脇 威雄 安田 篤 八幡 美博	伊藤ひろえ 中田 利幸	◎松井 義夫 ○佐々木康子 生田 薫 岩崎 康朗 門脇 邦子 中川 健作 藤尾 信之 安木 達哉
(産業経済委員会)	(建設水道委員会)	
◎谷本 栄 ○尾崎太光子 遠藤 通 岡村 英治 中村 昌哲 原 紀子	◎足立 智恵 ○矢倉 強 笠谷 悦子 錦織 陽子 宮田 誠 室 良教 山形 周弘 森 雅幹 吉岡 知己	
<b>議会運営委員会</b>		
◎藤尾 信之 ○中田 利幸 佐々木康子 松井 義夫 森 雅幹 安木 達哉 山形 周弘 八幡 美博		
<b>特別委員会</b>		
(美保基地問題等調査特別委員会)	(中海問題調査特別委員会)	
◎門脇 威雄 ○岡本 武士 足立 智恵 伊藤ひろえ 佐々木康子 原 紀子	◎中川 健作 ○門脇 邦子 生田 薫 錦織 陽子 藤尾 信之 松井 義夫 安田 篤 吉岡 知己	
(都市整備問題等調査特別委員会)	(議員定数問題調査特別委員会)	
◎山形 周弘 ○岩崎 康朗 岡村 英治 尾崎太光子 笠谷 悦子 中村 昌哲 宮田 誠 矢倉 強	◎八幡 美博 ○松井 義夫 生田 薫 遠藤 通 門脇 邦子 佐々木康子 谷本 栄 安木 達哉	
(行財政改革問題等調査特別委員会)	(地方分権・合併等調査特別委員会)	
◎中田 利幸 ○錦織 陽子 遠藤 通 門脇 威雄 谷本 栄 原 紀子 藤尾 信之 宮田 誠 室 良教 森 雅幹 安木 達哉 八幡 美博 吉岡 知己	◎中本 実夫 ○安田 篤 足立 智恵 岩崎 康朗 岡村 英治 岡本 武士 尾崎太光子 笠谷 悦子 中田 利幸 森 雅幹 矢倉 強 山形 周弘 渡辺 穰爾	

※委員長、副委員長以外は五十音順

## 会 派 構 成

(平成16年7月1日現在)

し ん せ い (10人)	松井 義夫 足立 智恵 中本 実夫 生田 薫 門脇 威雄 山形 周弘 藤尾 信之 室 良教 岡本 武士 尾崎太光子
新 風 (6人)	中村 昌哲 渡辺 穰爾 中田 利幸 谷本 栄 岩崎 康朗 吉岡 知己
公 明 党 議 員 団 (4人)	安田 篤 安木 達哉 笠谷 悦子 原 紀子
日本共産党米子市議 会議員団 (3人)	岡村 英治 錦織 陽子 佐々木康子
サ ン シ ャ イン (3人)	矢倉 強 中川 健作 八幡 美博
協 働 ク ラ ブ (3人)	森 雅幹 門脇 邦子 伊藤ひろえ
一 院 ク ラ ブ (1人)	遠藤 通
誠 (1人)	宮田 誠

## ▽意見書▽ 6月定例会で可決された意見書は、次の4件です。

### 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済はいまだ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことはまことに遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方のもとに、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、国会、政府におかれては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるため、以下の事項の実現を図られるよう強く求める。

記

1 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。

特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。

2 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

3 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。

4 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月25日

米子市議会

衆議院議長 参議院議長 様  
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 経済財政政策担当大臣 様

### 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）では、容器包装廃棄物を地方自治体が収集、選別、保管し、製造者等の事業者がそれを引き取り、再商品化することを義務付けており、それぞれの役割に応じた費用を負担する仕組みとなっている。

しかしながら、地方自治体が負担している収集・選別・保管等の費用は、事業者が負担している再商品化費用の約3倍にもなっており、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しているのが現状である。しかも、この制度では、事業者が真剣にごみ減量に取り組むインセンティブが働かず、法の目的とする発生抑制・減量の効果は十分に発揮できず、逆に環境への負荷が低いことが明らかになりターナブル容器の激減に拍車をかけているのが実態である。これらのことは、収集・選別等の費用が製品価格に適正に内部化されない現行制度に起因するものである。

よって、国会、政府におかれては、循環型社会形成推進基本法で規定している発生抑制、再使用、再生利用の優先順位及び拡大生産者責任の原則を徹底するため、下記のとおり容器包装リサイクル法の早急な見直しを講じるよう強く要望する。

記

1 拡大生産者責任の原則をより徹底、強化し、現在地方自治体が負担している収集・選別・保管等の費用を事業者の負担とすること。

2 発生抑制、再使用、再生利用の優先順位で推進するための経済的手法及び規制的手法（容器製造時課徴金、デポジット制度、自動販売機規制等）を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月25日

米子市議会

衆議院議長 参議院議長 様  
内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 環境大臣 様

### 日本統治下のハンセン病施策犠牲者に対するハンセン病補償法適用を求める意見書

昨年から今年にかけて、韓国のハンセン病療養所「国立小鹿島（ソロクト）病院」入所者が、戦前・戦中の日本統治下で強制隔離政策により被害を受けたとして、日本政府に対してハンセン病補償法に基づく補償請求を行った。

2001年5月のハンセン病国家賠償請求訴訟判決において、国の責任が明確に示され、政府もそれを受け入れて、謝罪と補償がなされていることは承知のとおりである。

しかし、旧植民地下のハンセン病患者たちは、判決にも触れられず、国の謝罪も補償もなされず除外されてきた。

ハンセン病補償法では、戦前の入所者も対象（告示で旧植民地療養所は除外）としており、同じ国策による犠牲者に対して同様の謝罪と補償を行うべきであると考えられる。戦時下の戦争犠牲者である在外被爆者に対しては援護法も適用になっておりこの精神を是非ともハンセン病補償法にも適用するよう強く望むものである。



よって、国会、政府におかれては、日本の植民地支配の歴史的背景を踏まえ、日本統治下のハンセン病施策犠牲者の補償要求を受け入れられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月25日

米子市議会

衆議院議長 参議院議長 様  
内閣総理大臣 厚生労働大臣 様

## 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

長引く不況のもとで、雇用・生活不安が高まり、雇用・失業問題が一層深刻になっている。こうした中で、失業者の就労対策事業として、政府は1999年から3年間、緊急地域雇用創出特別交付金（以下「交付金事業」という。）を実施し、その後も、2002年から2005年3月までの予定で実施している。この交付金事業は、雇用期間が6ヶ月で、予算額が少額であることなどの不十分さを持ちながらも、政府が実施してきた数ある雇用対策の中でも特に実績を上げ、失業者のつなぎ就労としての役割を果たしている。ところが、この交付金事業は2005年3月までとされており、政府は、その後の対応策について、明確な方向を示していない。交付金事業が最初に実施された1999年の完全失業率は4%台であったが、現在は5%台、完全失業者は350万人以上に上り、雇用・失業情勢が好転する状況にはなく、今後一層悪化することが予想される。

よって、政府におかれては、この交付金事業を、失業者に対する就労対策事業として継続して実施されるよう、強く要望する。

記

- 1 現在、実施している緊急地域雇用創出特別交付金を、2005年4月以降も継続して実施すること。
- 2 継続に当たっては、一層失業者の就労に役立ち、実施主体である地方自治体が運営しやすいよう改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月25日

米子市議会

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 様

## 市政一般に対する質問

質問と答弁については、誌面の都合上、1人2項目以内として、要約して掲載しました。



伊藤ひろえ議員 櫻子

小・中学校のトイレについて

■議員 排せつは人間の基本。にもかかわらず、長年タブーだったことも手伝い重要視されてこなかった。子どもたちの世界は多くのストレスを抱え、不安感からさまざまな問題が引き起こされている。トイレは「心のすさみ」が表れやすく、加えて、学校内の他の箇所よりも老朽化が進んでいる。弓ヶ浜小学校のトイレ数が少ないこと、また、現在の洋式トイレの普及を考慮し、学校のトイレも、洋式に改善すべきではないか。

■議員 少ない学校で1カ所となっている。各家庭ではトイレの洋式化が進んでおり、和式のトイレに違和感を持つ児童・生徒がいることも事実である。洋式便器の少ない施設においては、学校と相談しながら、可能な範囲で整備していきたいと考えている。現在はすべて水洗式で、換気にも配慮するとともに、学校現場における日常的な清掃により、清潔なトイレの維持に努めている。今後とも照明、換気扇の増設等可能な範囲で改善に努め、学校施設の大規模改造時には、トイレの環境に配慮した整備に努めていきたい。

### 非常勤職員の雇用について

■議員 現在、各学校に非常勤の図書職員を配置することで、学校内の図書館がとても居心地のよい場所になっていると聞いている。学校図書職員の配置から8年が経過し、最初に採用さ

れた職員は、最長の雇用期間である10年が目前に迫っている。以上を踏まえ、以下4点について伺う。

- (1) 10年雇用の検討状況
- (2) 1年更新時の面談状況
- (3) 非常勤職員の募集方法
- (4) 人材育成研修の状況

■市長 (1)雇用期間は、現行制度で運用していきたいと考えているが、職場の活性化の観点から、5年を一つの区切りとすることも検討している。また、10年を経過した職員は、改めて応募してもらい、選考の結果、再雇用する方法も含めて検討したいと考えている。

(2)所属長が当該職員とコミュニケーションを図りながら勤務状況等を確認し、雇用更新している。

(3)今年度から公募による採用試験を実施している。

(4)基本的な心得と知識等を習得させることを目的として、接遇、文書事務、人権問題等の研修を年に3回実施している。

(その他の質問項目)

- 介護保険について
- 米子市・淀江町合併の協議について
- 市主催の各種講座について



いわさき やすろ  
岩崎康朗議員(新風)

メディア・リテラシー教育について

■議員 メディア・リテラシー(情報が流通する媒体を使いこなす能力)教育について、以下3点を伺う。

- (1) 学校内における安全管理の観点から、教職員の配置状況
- (2) 市内小・中学校児童・生徒の携帯電話及びパソコン保有率
- (3) メディア・リテラシー教育の実態

■教育長 (1) 小学校は定数383名に66名の加配と18名の非常勤講師、中学校は定数201名に35名の加配と4名の非常勤講師の配置となっている。

(2) 携帯電話の保有率は、小学生8割(平成13年度調査)、中学生23割(平成14年度調査)となっているが、パソコンの保有率については、把握していない。

(3) 犯罪の低年齢化や子どもたちの問題行動については、チャット(パソコン通信で行う相互会話)等ネット社会に出現する

新たな情報技術の影響も少なからずあると思う。本市においては、インターネット利用のガイドラインやリテラシーの育成、情報活用時のモラルの習得等について、すべての学校で今年度中に計画を策定する予定であるが、既に計画を作成し指導を行っている学校もある。

ジェンダーフリー教育について

■議員 (1) 米子市でのジェンダーフリー(よろしくない性差からの解放)の考え方、あるいは教育の実態を伺う。

(2) 「男らしさ」を忘れてきている若い男性が多くなってきている中でジェンダーフリー教育によって、更にその傾向が強まると危ぶめるが、意見を伺う。

■教育長 (1) 本市でのジェンダーフリー教育については、社会科学や家庭科、保健、道徳の授業等を中心にして、互いの性差を尊重し認め合った上で、性差にこだわらない男女平等の視点を育てる教育活動が行われている。

(2) 「男らしさ」が薄れてきているのは、社会の意識や生活様式の変化、若者の価値観の変容等さまざまな要因によるものではないかと考える。本来、学校

教育におけるジェンダーという視点は、人権意識を育成する中で、男女関係なく互いを尊重しながら、自分らしく生きること、大切にすることをポイントとして教育活動が行われるべきであると考え。ジェンダーフリー教育によって、「男らしさ」が薄れることはないと思認識している。



ふじお のぶゆき  
藤尾信之議員(しんせい)

イズミの米子出店計画について

■議員 イズミの米子出店計画が明らかになったが、以下4点について伺う。

- (1) 出店計画の説明
- (2) 地元商店街への影響
- (3) 大店法(大規模小売店舗法)廃止による小規模小売店への影響
- (4) 都市計画法等上の問題点

■市長 (1) 開発行為の窓口である都市計画課が、平成16年3月29日に、イズミが依頼したコンサルタントからイズミの複合型

商業施設にかかわる大規模開発行為の概要説明を受け、更に5月14日に、現在の進行状況について報告を受けている。また、5月21日には、イズミの常務執行役員から、私に対し、計画の概要説明と進出した旨の表明があったので、今後、関係窓口と十分協議いただくよう申し入れたところである。本市が受けている計画概要は、県により整備が進められている都市計画道路車尾上福原線の沿線にある上福原地区において、敷地面積約11畝の「ゆめタウン」方式によるショッピングセンターを核とした開発であるとのことであった。

(2) 新たな店舗の出店があった場合、既存店舗への影響は避けられないと思われるが、現時点では、出店計画等の詳細が明らかになっていないので、どのような影響があるのか申し上げられない。

(3) 平成12年で廃止された大店法は、中小小売業の保護の見地から、大型店の出店に際し、店舗の規模や営業時間等の「経済的規制」を行うものであった。新たに制定された大店立地法(大規模小売店舗立地法)は大型店周辺の生活環境の保持を目的とするものであり、騒音や交通渋

滞等、規制緩和によって発生が懸念される問題への「社会的規制」を目的としており、従来の大店法とは全く異なるものとなっている。このような経済的規制から社会的規制への政策転換は賛否両論があるが、結果としては、小規模小売店にとって厳しい方向転換であり、それだけに、各事業者の一層の経営努力が必要な時代を迎えているという認識を持っている。

(4) 農地法では、4畝を超えて農地転用を行う場合は、国の許可を要する。都市計画法では、開発許可制度により法令等で定める許可要件が満たされる必要があることになる。許可要件を満たした場合は、建築基準法上の問題がなければ、建築は可能となる。



はら のりこ  
原紀子議員(公明党)

昼と終業直前の15分「有給の休息」の廃止について

■議員 鳥取県は、昼休憩と終業時間の直前に15分間ずつ設け

ている有給の休憩時間について「軽度の疲労を回復し、公務効率の増進を図る趣旨で設けられたが、本来の目的を果たしているとは言い難い。」と早急に見直すよう提言を受けていたが、その廃止の方針を固め、見直すこととなった。米子市も有給の休憩時間を廃止する考えはないか。

■市長 休憩時間については、本市では人事院規則の規定を基本とし、正午と午後5時から、それぞれ15分間を設定している。本市では、県と異なり、市民と直接接する職場が多く、実際の時間には、市民対応など職場で業務に従事している場合も多いのが実態である。勤務条件については、各々の団体の実態に応じて定める必要があり、軽度の疲労を回復することにより、公務効率の増進を図るという制度の趣旨を考えると、現在のところ廃止する考えはない。

母子・寡婦福祉資金貸付について

■議員 資金の中に無利子の就学支度資金があり、高校等に就学するために必要な被服や教科書等の購入に必要な資金を貸してもらえませんが、申込みから振込

みまで期間がかかり、支払をしたい時に間に合わないという声を聞く。間に合うようにする手立ては考えられないか。

■市長 この制度は、「鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付制度」として鳥取県が実施しているが、市福祉事務所が行う事務については、貸付申請等の受理に必要な実地調査、申請書の受理及び送付に関すること、貸付金の償還業務につき県福祉事務所に協力すること、貸付決定後の相談及び指導に関することと規定されている。就学支度資金貸付の場合は、高校等の合格証明書を添付することになっているので、3月申請分については、申請者の便宜を図るため、数日間締切日の猶予がある。しかし、学校によっては、入学金や用品購入等に貸付金が間に合わないケースもあり、また、貸付審査には、ある程度の期間も必要であるので、早期交付が可能かどうかを検討していただくよう、県に要望したい。

(その他の質問項目)

○環境配慮等の状況公表の推進について

○農業ビジョンについて



おざき たみこ  
尾崎太光子議員(こぎ)

老人クラブについて

■議員 高齢者福祉施策に関係する平成16年度の予算額と、そのうち老人クラブ助成事業の予算額は幾らか。

■市長 高齢者福祉施策に係る平成16年度予算は3億5400万円であり、このうち老人クラブ助成事業の予算額は、568万3000円となっている。

■議員 現在の高齢者福祉施策に無駄はなく、すべて大切であると思うが、本市の財政が危機的状況にあるということを考えた場合、適正な予算配分についての見直しが必要であると考えられるかどうか。

■市長 平成16年度の予算編成に当たっては、時代の変化に照らし合わせながら、各事業の意義、コストや仕組等を根本的に問い直し、より多くの市民の満足度を高める観点から、見直しを進めてきた。高齢者福祉施策についても例外ではなく、既存

の施策をただ単に継続するということでは、これからの高齢社会を乗り切ることが困難であるので、今後は、高齢者が地域に貢献できるような環境整備や地域住民による相互扶助の推進といった観点から、予算配分のあるり方を見直すことも必要であると認識している。

よなごの水(ナチュラルウォーター)について

■議員 (1)エコアジア2004会場で配布予定のよなごの水を飲んで、大変おいしいと感じたが、この原水の水量の確保とおいしさを維持する水源対策、環境整備ができていくのか伺う。

(2)よなごの水の商品化について伺う。

■水道局長 (1)本市は今日まで市行造林を、また水源かん養林の設置を行ってきた。更に、水道局の取組として、「日野川源流と流域を守る会」の会員として、積極的に水源の環境保全を啓発している。また、日本水道協会鳥取県支部として、鳥取県に対し、流域全体で、水源保護条例の制定を求め、要請しているが、今日まで前向きな回答はいただいていない。なお、本年10月末をもって、家畜排せつ物

の野積みが禁止されることに伴い、流域における環境保全が若干であつても前進するものと考えている。

(2)クリアすべき多くの課題に対し、各方面の意見を聞きながら検討していきたいので、今現在では、商品化を急ぐものではないと考えている。

(その他の質問項目)

○ファミリー・サポート・センターについて



やぶた よしひろ  
八幡美博議員(サシヤ)

市議会提案に対する対応について

■議員 市議会提案に対する対応について、以下3点を伺う。

(1)職員昇格制度の見直し

(2)人事評価制度と能力、仕事の内容に応じた給与制度の導入

(3)職員研修のあり方

■市長 (1)昇任試験は、職員の能力を評価する一つの方法としては有効な手段と認識しているが、職員、特に管理職員に求められる能力には、職務上の知識



だけでなく、指導力、責任感等さまざまなものがあるので、先進市の事例を参考にしながら研究してみたい。

(2) 職員の能力と職務内容を客観的な数値に置き換える手法を開発し、公平公正に評価するための統一した評価基準を作成する必要があり、現在、国の方で職責と業績に応じた新たな人事制度を研究しているので、研究結果を参考に検討したい。

(3) 市役所全体の研修計画及び実績管理は、「米子市職員研修委員会」の審議を経て、職員課で行っているが、研修生は所属長からの推薦等に基づき、決定している。また、事務の簡素化、効率化を推進し、専門的な知識や技能を習得することを目的とした先進地視察の昨年度の実施件数は、47件である。

### イズミ進出計画に対する米子市の対応について

■議員 イズミ進出計画に対する米子市の対応について、以下4点を伺う。

(1) 都市計画マスタープランにイズミの開発計画をどう位置づけるか。

(2) 市街化調整区域内で大規模開発をする場合、どのような規

制があるか。

(3) 病院や学校があることから生じる規制はあるか。

(4) 周辺の交通渋滞が予想されるが、どう対応するのか。

■市長 (1) 出店計画に該当する地域は、農地保全区域として位置づけられているので、市街化調整区域の大規模開発許可との整合について慎重に判断する必要がある。

(2) 都市計画法に基づき、開発許可を受けなければならない。

(3) 都市計画法によると、騒音、振動等により周辺に環境悪化をもたらすおそれのある建築物等については、開発行為の段階から環境保全の立場に立つて指導を行うことができ、また、義務教育施設等の整備計画に影響を及ぼす場合は、協議をしなければならぬと定められている。

(4) 都市計画法施行令に開発許可の技術基準が定められているので、具体的な協議があれば、慎重に審査をする必要がある。



わたなべ けんじ  
渡辺 穰爾 議員(新風)

### 新市基本構想及び新市建設計画について

■議員 新市建設計画は、新市のマスタープランであり、住民が合併の是非を判断する際の材料となるものである。特に、当該計画に基づいて行う事業には合併特例債が活用できるが、総合計画に掲載された事業や住民要望の強い事業等を対象事業にすべきだと考える。こういう状況を踏まえ、新市建設計画の策定趣旨や方針についてどのように考えているのか。

■市長 新市のまちづくり方針については、既に合併協議会で確認されている「新市将来構想」において、「交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市」を将来像として掲げ、一定の方向性が示されたところである。今後は、この方向に沿って、同協議会において、新市建設計画の協議が行われることになるが、合併特例債の具体的な活用方策や新市建設の目玉となる事業に

ついては、財政計画との十分な整合を図りながら、協議していただきたいと考えている。

### 合併協議会の会長である市長の合併を成功させることに対する姿勢について

■議員 合併を成功させるには議会・議員とともに、市民に対して最大の責任を持っている市長のリーダーシップに負うところが大きく、それが合併の成否を左右するといっても過言ではない。市長は、この合併に対してどんな姿勢で臨んでいるのか。

■市長 この合併はぜひとも成功させる必要があるという強い思いの下にこれまで取り組んできており、今後も、その考えはゆるぐものではない。合併については、さまざまな意見や考え方があがるが、そういう中で、合併協議会で合意され、両市町の議会で議決していただけたような協定案をまとめあげていくことが、私の果たすべき役割であると考えている。

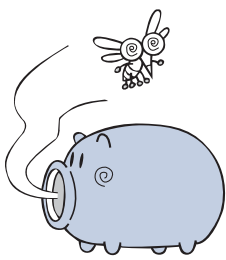


たにもと さかえ  
谷本 栄 議員(新風)

### 超過勤務の現状について

■議員 地方分権時代を迎え、国から県へ、県から市へと権限移譲がますます増加してきている中で、本市の権限の受取りが他市に比べて低いと聞く一方で、夜遅く庁舎前を通ると、ほぼ同一階の同一窓に電気がついていて、超過勤務が年間を通して偏った課において行われているか伺う。

■市長 確かに、業務内容によりある程度の偏りはあるが、職場間の事務量の均衡を図ることを目的として、平成12年度から、各部署ごとに一定割合の職員をねん出し、この職員数を地方分権、権限移譲等で増加する業務への対応要員として配分する「計画再配分方式」による定員管理」を実施している。恒常的な時間外勤務は、職員の健康や事務の効率性から望ましいものとは考えていないので、特定の個人に過度とならないよう所属長に周



知するとともに、職場間の事務量の均衡に努めている。

### 職員の定員枠について

■議員 市条例に職員の定員枠の縛りがあるなら、定員枠を改正される考えがないか伺う。

■市長 地方公共団体は、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないことから、増大する業務に職員の配置換えで対応しているところであり、職員定数を改正する考えはない。

■議員 現在の住民サービス、窓口業務等は完ぺきと考えてもいいのか。行政サービスが行き届くのであれば、職員を増やしたとしても、費用対効果の点から非難を浴びることはないと考えられるかどうか。

■市長 現在の住民サービスや窓口業務等については、さまざまな評価があると思うが、職員は、住民の満足度を高めるように頑張っている。行政サービスと行財政改革の両方の均衡を図りながら、行政運営をする必要があると考えている。



おかもと たけし  
岡本武士議員(公明党)

### 職場規律の確立について

■議員 全市民から最大限、信頼される行政機関をつくるには、職員が誠実にかつ効率的に職務履行する以外にない。そこで、以下2点について伺う。

(1) 発米監第9号監査報告(時間外勤務手当の支給誤り)について、今後、どのような考えで対処するのか。

(2) 職員の「やる気」を引き出すために、昇格登用試験制度を取り入れたらどうか。

■市長 (1)この定期監査報告は、下水道部が監査対象となっており、業務課、工務課及び施設課が時間外手当の支給誤りの指摘を受けている。これは、直ちに精算しているが、あつてはならないことであるので、今後は、複数の職員で点検するなど、事務処理の徹底を図っていききたい。

(2)昇任試験は職員の能力を評価する一つの方法としては有効な手段と認識しているが、職員、

特に管理職員に求められる能力には、職務上の知識だけではなく、指導力、責任感等さまざまなものがある。現行の昇任方法、昇任試験制度どちらについても、メリット・デメリットがあり、国の方で職責と業績に応じた新たな人事制度を研究中であるので、その結果を参考にしながら、研究してみたい。

### 万能町駐車場の維持管理について

■議員 万能町駐車場の日々の利用状況をみると、普通駐車は、1日当たり23台から25台の利用となっているが、昼間に限って言えば、2、3台しかない。それにもかかわらず、現場管理人2名が約4時間従事している。

また、午後9時から午前8時まで、無料開放しており、駅前商店街振興組合の駐車場ビル等夜間も営業している駐車場からみれば、民業を圧迫している結果となっている。以上を踏まえ、万能町駐車場の維持管理について、以下2点を伺う。

(1)料金自動精算機導入による無人化及び夜間料金を設定して営業拡大するか、夜間は完全閉鎖にして夜間無断利用をなくす考えはないか。

(2) 早期の近隣市道への違法駐車が見受けられるが、どう考えるか。

■市長 (1)現在は、バス区画の利用対応も含めて、現場に人員配置しており、バス区画の廃止も含めた形で検討していきたい。(2)公共施設の管理運営に当たっては、周辺住民の環境への配慮をしなければならぬので、状況を調査した上で、対応を考えていきたい。



かさや えつこ  
笠谷悦子議員(公明党議員団)

### なかよし学級について

■議員 (1)土曜日、春休み、冬休みの開設を実施すれば、17校で約1130万円の負担増になると試算されている。仮に春休み、冬休みのみを実施しても開設日は年間200日以上280日以下になると思うが、市の負担は変わりがないのか。

(2)現在の国・県補助金、利用料の額、一般財源は幾らか。  
■福祉保健部長 (1)春休み、冬

休みのみを実施する場合の市の負担については、利用料の変更がないとした場合、約345万円の負担増となる。

(2)平成15年度決算額ベースで国・県補助金は1647万9000円、利用料は1584万2000円、一般財源は1382万5000円である。

■議員 3月議会で「未実施校の解消が優先である」との答弁があつたが、その後、他市の状況を研究されたのか。

■市長 他市の状況については、直営又は保護者会や地元への運営委託方式等があり、それぞれのメリット・デメリットを検討している。また、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定の中でも、今後の運営方式も含めて検討したい。

### 小児救急電話相談実施について

■議員 全国一律で「#8000」に電話をすると、地域の小児科医につながり、夜間、休日でも相談できる小児救急電話相談を都道府県が実施主体となり、4月以降準備が整った自治体から順次実施されるようだが、本市における実施に向けての進捗よく状況と利用開始時期を伺う。



■市長 この事業は、国の補助を受け、県が実施主体となり行われる事業である。県に確認したところ、「国の補助金交付要綱がまだ示されていない状況であるが、県医師会に対し検討をお願いしている。県医師会では、本年4月の小児科医会総会において、モデル的に取り組んだ広島県から講師を招き、勉強する機会を設けるなど、実施体制等について研究されており、県としては、関係機関の協力や国の補助金交付要綱が示されるなど、実施できる体制が整えば、実施に向けて取り組みたいと考えている。」と伺っている。

○その他の質問項目  
○介護予防対策について



むろ よしのり  
室 良教議員(しんせい)

農業問題について

■議員 担い手農家の育成について、市としての取組の姿が見えてこないが、どのように行っていくのか。

■市長 本市では、「農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想」を策定しており、この構想に基づき、効率的かつ安定的な農業経営体の育成に努めている。具体的には、現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域の他産業並みの農業所得水準を目指す者を、申請に基づき、認定農業者として認定している。この構想では、平成21年を目標に、効率的かつ安定的な農業経営体として、個別経営体86戸、組織経営体3組織、準経営体32戸を目指すこととしており、そのため、農業改良普及所、農協、農業委員会を構成員とした米子市農業経営改善支援センターを置き、認定農業者や認定農業候補者に対する説明会や複式簿記の研修会を行い、経営改善に関する支援に努めている。本年5月に決定した「米子地域水田農業ビジョン」の中では、水田経営に関係する担い手の目標を58人としており、産地づくり計画の中の担い手加算を誘導策の一つとして、担い手の確保に努めたい。

■議員 単独市費で、担い手農家に対する補助は考えていないか。

■市長 担い手農家への補助については、国、県とともに各種の支援策を行っているが、今年度から県の制度として、農業者自らが計画したプランに対して支援する「チャレンジプラン支援事業」が実施されており、本市でも、この制度を積極的に活用し、担い手農家に対する支援を行っていくこととしている。

■議員 WTO(世界貿易機関)の農業交渉の進展によって、外国から安い農産物が入ってくるようになる。今まで、国際競争に勝てるような農家を育ててこなかったと考えるが、今後、どのような対応を図ろうとしているのか。

■市長 外国からの安い農産物への対応については、まず、生産コストを削減する必要があり、本市でも水稲の直播栽培が試験的に行われたり、無人ヘリコプターによる病害虫防除が定着しつつあるところである。また、白ネギの生産・流通コストの削減対策に取り組む事業に支援しているところである。今後、状況に応じて適切な対応を図っていく必要があるものと考えている。

○その他の質問項目  
○行財政改革について



まつい よしお  
松井義夫議員(しんせい)

徴収体制の充実・強化の方策について

■議員 収納率向上に向け、各課の連携を密にしながら、組織の見直し等も含めた徴収体制の充実・強化を図るよう要望していたが、それから半年を経過したにもかかわらず、どのような取り組み、どうなったのか伺う。

■市長 昨年12月に決算審査特別委員会報告を受けてから、各徴収担当課において、市税等各歳入科目のそれぞれの性質を考慮して、より有効的な方法を検討し、大多数の優良納税者の視点に立つてまい進するよう指示している。市税及び各種料の徴収対策は、本市の財政再建計画の中でも、最優先すべき課題であると考えており、全職員に対し、財源確保の重要性を認識するよう促しているところである。「徴収に王道なし」の言葉があるが、徴収事務は、一朝一夕にならず、粘り強い納税交渉により、市民の信頼を確保してこそ実

入札の問題について

■議員 工事費全般の平均落札率が98割であったのが、6月に実施された下水道部に係る工事が69割で落札された。今までの予想もつかない落札率であるが、どこに原因があるのか、また、工事の質は落ちないのか伺う。

■市長 入札制度については、適正な競争性及び公平性を確保し、透明性の向上を図るため、工事に係る予定価格及び調査基準価格の公表、低入札価格調査制度の実施等改善を行ってきた。今回、下水道部が発注した下水道工事の入札については、入札率が69割であり、工事の予定価格の10分の8から3分の2の範囲で設定する調査基準価格を下回った入札であったため、「米子市建設工事低入札価格調査制度実施要領」に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを調査、審議した結果、適正な履行が可能であると判断し、落札を決定した。今後、現行の入札制度を実施する中で、このような低価格での入札が多く発生すること

になれば、工事の質が下がることも懸念されるので、施工体制の強化及び重点的な監督業務の実施を行うとともに、県の入札制度も参考にしながら、一層の改善を図っていきたい。



やすぎ たつや  
安木達哉議員(公明党議員団)

### 障害者福祉について

■議員 (1)障害者に対しては、既存の制度の内容等を含む情報提供システムの確立が必要と考えるが、見解を伺う。

(2)来年3月末で事業期限を終了する「福祉の店」の今後について伺う。

■市長 (1)制度やサービスの情報が、漏れなく行き渡ることは、障害者の自己決定、自己選択を尊重する上からも重要な課題であると認識している。障害者やその家族が制度やサービスを十分に理解し、適正にサービスを利用していたくためには、情報の周知が前提になるので、各種相談員、関係団体とも一層の

連携を図り、情報提供に漏れがないよう努めていきたい。

(2)景気の低迷が続く、障害者の一般就労が困難になっている状況の中で、授産施設や小規模作業所の活動を支援するとともに、地域で生活する障害者の社会参加の拠点ともなっている福祉の店の果たす役割は、重要であると認識している。これまでの実績や県のアンケート結果も踏まえ、当事者からも十分に意見を伺いながら、福祉の店の有効活用や活性化について、関係者・関係団体と十分な協議を重ね、障害者福祉の後退にならないよう努めていきたい。

### 職員の退職手当問題について

■議員 今後の予算編成において、多大な影響が予想される職員の退職手当については、平成16年度以降10年間で約144名の退職者が予定されており、退職手当の支給総額は約40億3000万円と聞き及んでいる。深刻な市財政が更にひっ迫するのは必至であると考え、見解を伺う。

■市長 財政運営上、退職手当の状況により、他の支出、とりわけ市民サービスに影響を及ぼす

ことは、決してあつてはならないことは言うまでもない。また、今後の退職者の推移を考えれば、単年度で多額の退職手当を措置することは、他に大きな影響を及ぼすことが懸念されるほか、予算編成上からも支障を来すことが予想されるので、今後、計画的な対策を講じていく必要がある。しかし、昨今の国の「三位一体の改革」の内容も不透明な状況にある中で、税収や地方交付税等の動向、扶助費等の義務的経費の増加など、ますます厳しい状況を迎えることが予想される。そうした中で、職員の退職手当の問題を含め、その対策については、今後策定する「財政健全化プラン」の中で具体的に明らかにしていきたい。

(その他の質問項目)  
○観光振興策について



みやた せい  
宮田誠議員(誠)

### 市道の管理について

■議員 (1)市道四軒屋米原1号線に歩道ができていない箇所が2カ所あり、児童が危険な状況にあるが、この危険箇所の解消について、どう考えているか。

(2)この危険箇所について、土地収用法の適用は考えられないか。

(3)歩道があつても、中抜きで一部の歩道が整備できていない市道が他にないか。

■市長 (1)本事業は平成2年度から平成8年度にかけて行ったものであるが、未完成の箇所が2カ所ある。当該土地所有者にご理解とご協力をお願いしてきしたが、残念ながらこのような結果となっている。引き続き、関係者の協力について、働きかけをして、改善に努めていきたい。

(2)本市は、これまでさまざまな事業を行うに当たって、基本的には話し合いでの解決により、用地取得を行ってきたので、本件についても話し合いで解決できればと考えている。

(3)住宅密集地のため、歩道の施工が途切れた状況の箇所は別として、現在のところは本路線のみである。

■議員 税金を納付し、永住権を持った在日外国人に地方参政权を付与する考えはないか。

■市長 定住外国人の地方選挙権については、憲法、法律と深いかわりのある問題であり、平成7年2月28日の最高裁判決で「法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員に対する選挙権を付与する措置を講じることは、憲法上禁止されているものではない。その措置は、国の立法政策にかかわる事項である。」とされており、国の対応等を見極める必要があると考えている。



やくら としゆき  
矢倉強議員(公明党)

### 市長の政治姿勢について

■議員 歳入の増加対策については、地方自治体は株式会社のごとくと言われて久しく、単に増税や手数料の値上げに頼るだけでなく、自らの増収策が求められているが、どのような手立てをなされているのか伺う。

### 在日外国人の地方参政権について



■市長 今後、地方分権が推進される中で、新たな住民ニーズに応え、よりよい地域づくりを自主的・自立的に推進するためには、地域の特性に応じて、効率的に自由に使える安定した「自主財源の確保」が重要となっていく。そのため、歳入の根幹をなす市民税確保のための産業振興はもちろん、使用料や手数料等の受益者負担の適正化による財源確保に向けた取組を強化していく必要があると考えている。

議員から提言のあった、行政として自らが収益を得ることについては、現行の地方自治法の下では、地方公共団体が収入でできる費目が限定されており、その範囲内での収入の模索は必要であると思うが、利潤を追求することを目的とする民間企業と同様な発想で収入を得ることは困難であると考えている。

### 指定管理者制度について

■議員 地方自治法が改正され、公の施設の管理に関して、指定管理者制度が導入されたが、以下3点について伺う。

(1) 指定管理者により管理を行わせることとなる公の施設はどのくらいあるか。

(2) 米子ゴルフ場や学校給食センターに導入する考えはないか。

(3) 制度の導入に当たって、市長はどのような考えを持って取り組まれるのか。

■総務部長 (1) 直営のものが138、管理を委託しているものが148で、合計286施設である。

(2) 米子ゴルフ場は、米子市福祉事業団が設置、管理する施設であり、本市の公の施設には該当しないので、指定管理者制度の対象となる施設には含まれない。また、学校給食センターも、直接住民の利用に供する施設ではなく、地方自治法に規定する公の施設には該当しないので、指定管理者制度の対象となる施設には含まれない。

■市長 (3) 指定管理者制度は法定の制度であるので、施設の管理における費用対効果のみならず、住民サービスの向上を念頭に、公平、公正な手続の下、作業を進めていきたい。

### イズミ進出計画に対する基本的な考え方について

■議員 イズミ進出計画に対する基本的な考え方について、以下3点を伺う。

(1) 商店街がシャッター通りと化し、中心市街地の活性化が叫ばれる中、これ以上の大型店の出店はいららないのではないか。

(2) 大店法(大規模小売店舗法)に代わって制定された「街づくり3法」(大店立地法、改正都市計画法、中心市街地活性化法)はうまく機能していないという声をどう受け止めるか。

(3) 出店に当たっての県の影響調査や県が出店の適否を調整できるとする仕組づくりが重要であると考えているがどうか。

■市長 (1) 現時点では、出店計画等の詳細が明らかになっていないので、進出についての考えを述べる状況でない。

(2) 街づくり3法は、規制緩和という時代の要請を背景に制定されたもので、それまで大店法が果たしてきた「中小小売業の保護」という役割を代替するものではないと認識しているが、それぞれの制定目的に沿った役割は果たしていると思っている。

(3) 法で義務付けられたことの実施は当然であるが、義務付け

のないことの実施を、法律の根拠なく求めるのは困難である。

### 住宅リフォーム資金融資制度の導入に向けて検討を

■議員 彦根市の「住宅リフォーム促進事業」など、住宅の修繕や補修に対する助成を行い、地域業者の仕事の確保と活性化を図っている自治体が次々と現れている。住宅改修は、建築業者だけでなく、さまざまな業種に経済効果が波及すると期待されており、柏崎市では「住宅リフォーム資金融資制度」を今年から創設した。地域産業を活性化させるため、こうした制度の導入を検討するよう提案するがどうか。

■市長 個人の財産に係るものに公金を使うことが適当かどうかなどの問題もあるので、現時点では、導入することは考えていない。

■議員 この制度の導入に向けて検討をするよう提案をしているのに、検討をせずにやらないというのは、市長の政治姿勢が問われると思う。全国に事例があるので、資料等を取り寄せて検討してみるのが必要かと思うがどうか。

■市長 事例については調査し

てみたい。  
(その他の質問項目)  
○指定管理者制度導入にあたって



なかがわ けんさく  
中川健作議員(サイン)

### 心の健康相談窓口運営事業について

■議員 鳥取県監査委員会は、知事に対して、「県は、米子市に対して、適正な給与支払額等の算出をやり直させ、返還すべき補助金の額を追加返還するよう指示すること」との勧告を行った。市長として、この勧告をどのように受け止めているか。

■市長 勧告は、知事に対してなされたもので、市長に対してなされたものではない。市は十分な調査、対応をしてきた。

■議員 この度の監査は、外部監査人による個別外部監査として行われ、厳しい勧告がなされた。米子市も、専門家による外部監査制度を導入し、監査能力を高めるべきではないか。

■市長 業務に精通した学識経



おかむら えいじ  
岡村英治議員  
日本共産党  
米子市議会  
議員団



験のある人に監査委員に就任してもらっている。外部監査制度は考えていない。

■議員 元職員からの内部告発に対して、米子市が迅速・的確に対応していたら、もっと早く問題を解決できたし、告発された方々も解雇や嫌がらせなどの不利益を被らなくて済んだと考える。公益を損なう不適切な業務の告発制度(公益通報制度)をつくる考えはないか。

■市長 公益通報者保護法が制定された。施行に向けての動向を見守り、適切に対応したい。

### 住基ネットについて

自治体やこれから導入を検討している自治体もある。市長は、自己情報コントロール権に対する認識が薄いのではないか。他市の状況を調査すべきである。

■市長 他市の状況は、調査してみたい。

■議員 住基ネットは、費用対効果が問題であるとの批判が強いが、次の3点について伺う。

- (1)住基カードの発行枚数及び人口比
- (2)住民票広域交付の件数
- (3)これまで投じた経費の総額



かどわきくにこ  
門脇邦子議員(協賛)

### 少人数指導をめぐる

■議員 少人数指導について、以下3点を伺う。

- (1)指導状況、教員確保の実態
- (2)現場の意見
- (3)今後の方向性

■教育長 (1)少人数指導は、学校や子どもたちの実態、学習内容等によって、さまざまな形態で行われている。グループ編成の例では、低学年では均等にグループを分けたり、ティーム・ティーチング(複数の教員がチームを組んで、子どもたち一人一人の実態に応じながら学習する方法)の形態等を中心とした指導形態をとっている。また、

高学年の子どもたちは学習内容やグループ別の指導内容を理解した上で、教師や保護者からのアドバイスを受け、自らの意志でグループ編成を行うなど、学校はさまざまな配慮を行っている。指導者は、小学校で23名、中学校で9名の加配を行っている。

(2)児童生徒、教職員及び保護者がそれぞれ学習効果があると認識しており、おおむね好評であると聞いている。

(3)個々の児童生徒に対応したきめ細かな指導の充実を図るためにも、子どもたちの実態に即した効果的な指導が行われるよう更に取り組んでいく。

### 教育委員会をめぐる

■議員 教育委員会について、

以下3点を伺う。

- (1)意義と役割
- (2)現況と課題
- (3)仕組み

■教育長 (1)教育施策の政治的中立性、安定性、継続性を確保し、地域住民の多様な意向を反映させ、幅広い分野の教育行政を一体的に推進することである。

(2)全国的に「月1回の会議では迅速な対応ができない」、「名譽職化している」、「独自性を発揮していない」といった批判がある。本市でも、最近、活発な議論、意見交換が行われるようになってきているが、そのような批判と無縁ではないと認識している。今後一層の活性化を図り、教育改革を積極的に推進するとともに、教育環境の整備に努める必要がある。

(3)本市の教育委員会の仕組みは、5名(男性3名、女性2名)の教育委員で構成し、教育委員長の招集により会議を開催し、合議によって教育に関する事務処理をしている。開催回数は、月1回をめぐりにしており、平成15年度は13回開催している。学校を計画訪問して授業参観をしたり、運動会等を視察する等の活動も行っている。



にしこりようこ  
錦織陽子議員(日本共産党米子市議会議員団)

### 広域可燃ごみ処理施設建設について

■議員 可燃ごみ処理広域基本計画は、平成13年度に策定され、本年2月の民生環境委員会ですでに説明済み」との答弁では納得できない。明確な経過説明を求める。

■市長 「鳥取県西部広域行政管理組合可燃ごみ処理広域基本計画」は、米子市を除く鳥取県西部の関係市町村の可燃ごみ及び下水汚泥の焼却処理を広域的に集約化する計画である。この計画は、平成10年3月に鳥取県が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、平成13年度に西部広域行政管理組合が策定し、同組合議会で説明がなされたと伺っている。また、米子市クリーンセンターとのかかわりや米子市の下水道汚泥の参画が想定されることから、計画に基づく具体的な検討に入る前に本年2月17日に開催された民生環

境委員会協議会で概要及び経過を説明させていただいた。その後、3月に、当該所管の委員会協議会で、本市の下水道汚泥について、①新たに焼却施設を建替える方法、②米子市クリーンセンターで混焼する方法、③広域可燃ごみ処理施設で混焼する方法についての比較検討結果を示し、論議いただいた結果、広域可燃ごみ処理施設への参画について承認をいただいたものである。

■議員 経過説明はあったが、秘密裏に計画が進められた感はぬぐえない。処理計画やそれに基づく施設プランを住民が知らない間にどんどん進め、結果だけ押し付けることではないのか。

■市長 今後、このような計画が策定されたときには、機会をとらえて、議会に説明をする。

■議員 施設整備の基本となるごみの排出量推計では、収集可燃ごみ量は、平成13年に比べ目標計画年次である平成29年は118・3割、直接搬入可燃ごみ量は138・6割、下水脱水汚泥は218・2割である。平成13年は処理対象の可燃残さを除いたごみが91・96t/日で、平成29年になると残さを含まれた処理対象ごみ搬入予測129・25t/日となっているが、

過大な見積もりではないか。

■市民環境部長 今現在、160tから180tのものを処理しているが、いろいろな要素によって、変化はあるものの、ゆるやかな伸びということ、過大ではないと思っている。ただし、リサイクルやごみの分別収集によって、多少は計画よりも少なくなっている。

(その他の質問項目)

○保育事業について

○安心して暮らせる住環境を



やさき やすこ  
佐々木康子議員  
日本共産党  
米子市議会  
議員団

安心して利用できる介護保険制度に

■議員 国は、介護保険本格見直し時期である2005年3月に向け、厚生労働省内に「介護保険制度改革本部」を立ち上げ、この6月をめどに一定の方向をまとめようとしている。これまでの状況をみると、「財政の論理」だけで制度維持を検討しようと、国民の厳しい生活実態を無視し、介護保険制度の欠陥を

さらに増幅する方向で進められている。その内容は、①保険料徴収対象を40歳以上から20歳以上に拡大②障害者支援費制度と介護保険の統合③サービス利用料を現在の1割から2割、3割に引き上げ④特養ホームの全入所者から家賃の徴収⑤軽度の要介護者のサービス抑制など大改悪を進めようとしている。このような見直しの方向についてどのように考えているのか伺う。

■市長 議員ご指摘の「介護保険制度改革本部」は、福祉、医療、年金など制度横断的な関連諸施策の総合的な調整を行うため、厚生労働省内に設置されており、持続可能な制度として運営されるよう、抜本的な見直しを視野に入れ、議論されていると聞いている。

乳がん検診の改善方向について

■議員 これまでマンモグラフィの導入の必要性について質問してきているが、体制が整わないということを理由に、延ばし延ばしになっている。一番危険な年代と言われる40歳代から行うなど、できるところからでも平成17年度からスタートすべきではないか。

■市長 厚生労働省の「がん検診に関する検討会」は、平成16年度からマンモグラフィによる検診を原則とし、平成17年度から全市町村で可能となるよう提言され、この度改正された「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」では、乳がん検診はマンモグラフィ併用検診を原則とし、2年に1回40歳以上の女性を対象に実施することとされた。しかし、本市を含め鳥取県内の大半の市町村では、エックス線装置の精度管理、診療放射線技師の養成、実施できる医療機関が限られている等の課題があり、実施には至っていない。自覚症状のない段階での早期発見が可能なマンモグラフィ併用検診の導入は急務であり、県では今後、「マンモグラフィ整備計画」も策定されると聞いている。本市でも、鳥取県西部医師会と導入に向けた検討を行いたい。

(その他の質問項目)

○障害のあるすべての子どもにゆき届いた教育と将来の見通しを



もり まさき  
森 雅幹議員(協働クラブ)

学校給食事業について

■議員 中学校給食の実施について、市長の取組む姿勢を伺う。

■市長 小学校給食の0-157対策終了後に、中学校給食に取り組むという従来の方針に変わりはない。ただ、現下の財政状況を考えると、どういう形でできるのか、保護者の意見等も伺いながら、実施について検討していきたい。

■議員 米飯給食は、パン製造業者がパンを焼く釜を使ってご飯を炊いている。学校によって大きく違うが、米飯給食時の食べ残しが多く、「ご飯がベチョッとしておいしくない」という子どもたちの声も聞いている。鳥取県産米「おかわりくん」という良質な米を使用しているにもかかわらず、米飯給食時に多くの食べ残しが出ることにいつてどのように分析しているか。

■教育長 一番の原因は、家庭における米離れがあると思われ

る。しかし、米飯のときでも、炊き込みご飯等味付けがしてあるご飯は、ほとんど残らないような状況であるし、反対に白ご飯で副食が魚や煮物のときは、ご飯も多く残っており、副食によつて米飯を食べる量が左右される傾向もある。給食のご飯が「おいしくない」ということについては、1学級の人数が少な

い場合には水加減が難しく、硬くなったり軟らかくなったり均一に炊飯できないことがあつたが、現在では2学級分をまとめて炊くなどおいしいご飯が提供できるよう工夫をしている。

■議員 パン製造業者での炊き方が悪いためにまずいのではないか。

■教育長 家庭用の電気釜で炊けばおいしいご飯が炊けるはず。議員指摘のようにパンを焼く釜で炊くために、炊き方が悪いのではないかと思う。

■議員 私の調査では、米飯専用機械を保有する専門業者は、おいしいご飯を現行の値段で量的にも供給可能だが、米飯調達先を変えることはできないか。

■教育長 米飯は県学校給食会が、その基準にそつて委託契約を結べば可能である。ただ、安い業者ができたからといって、すべてをすぐに変えるかどうか

は、今までの流れからして、今後検討しなければいけない。

■議員 米飯給食はパン製造業者が米飯を供給しているため、週3回しか実施できていない。調達先を専門業者に変えることにより、週5回実施できる。おいしく、また、安くでき、良いことづくめだ。ぜひ検討された

い。  
(その他の質問項目)  
○中学校1年生の30人学級予算の実態について  
○男女共同参画センターの運営について  
○環境教育について  
○市民参加のまちづくりについて

### 正誤表

市議会だより第113号  
6ページ第3段9行目  
× 約140万ト ↓ 約140ト

### 議会の内容を詳しく知りたい方は

市議会だよりは、誌面の都合上、本会議の概要のみを掲載しています。「掲載された事項について詳しく知りたい」「掲載されていない内容についても知りたい」という場合には、ぜひ「米子市議会会議録」をご覧ください。「会議録」には、質問を行った議員及び市当局の答弁者を含め、本会議における一切の状況が記録されています。

「会議録」は、市立図書館、各公民館に備えてあります。どなたでもご覧になれますので、どうぞご利用ください。

また、インターネットでもご覧いただけますので、併せてご利用ください。  
なお、今定例会の「会議録」の市立図書館、各公民館への配布、米子市ホームページ「議事録検索」への追加は、8月下旬の予定です。

### 米子市議会についてのいろいろな情報がインターネットでご覧いただけます

インターネットの米子市ホームページの表紙にある「米子市議会」をクリックしていただきますと、次のとおり、米子市

会についてのいろいろな情報がご覧いただけます。ぜひご覧ください。

- ・ 市議会のしくみ
  - ・ 市議会の運営
  - ・ 委員会
  - ・ 市議会の権限
  - ・ 請願・陳情の手続き
  - ・ 傍聴のしかた
  - ・ 議員の紹介
  - ・ 議会日程
  - ・ 市議会だより
  - ・ 会議録
- 米子市のホームページのアドレス  
<http://www.yonago-city.jp/>

### 議会を傍聴してみませんか

米子市議会の本会議と委員会は、公開により行われています。議員の活動や市政の方針などを実際に見聞きされてみてはいかがでしょうか。個人でも団体でも自由に傍聴できます。

傍聴席は、本会議が60席(車いす専用の傍聴席もあります)、委員会が10席あります。

なお、傍聴に当たっては、議会事務局での簡単な手続が必要ですが、希望者が多い場合は制限させていただきます。ご了承ください。

### 9月定例会の日程

- 9月7日(火) 本会議(開会)
  - 9日(木) 本会議(各個質問)
  - 10日(金) 本会議(各個質問)
  - 13日(月) 本会議(各個質問)
  - 14日(火) 本会議(各個質問)
  - 15日(水) 総務文教委員会
  - 16日(木) 民生環境委員会
  - 17日(金) 産業経済委員会
  - 21日(火) 建設水道委員会
  - 24日(金) 本会議(閉会)
- ※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。  
議会事務局  
電話 32-0302

### 議会だより編集委員

- 中川 健 作
- 佐々木 康 子
- 伊藤 ひろえ
- 岩崎 康 朗
- 尾崎 太光子
- 原 紀 子





## \*\*\*\*\* 請願書・陳情書の作り方 \*\*\*\*\*

請願・陳情は、市議会と市民を直接つなぐ大切な手段です。市政についての意見や希望があるときは、だれでも提出できます。

請願には、紹介議員の署名又は記名押印が必要ですが、陳情には紹介議員は不要です。

提出者は、請願・陳情の要旨及び理由、住所及び

氏名の記載、押印などをして議長あてに提出します。提出された請願・陳情は、委員会で審査した上、本会議に諮って採決を決め、市政に反映させるようになっていきます。

なお、請願・陳情は、郵送でなく、なるべく議会事務局へご持参ください。

### 記載上の注意事項

- ①法人、団体として提出される場合は、その所在地及び名称並びに代表者の氏名及び印が必要です。
- ②内容が2項目にわたるときは、なるべく1項目ごとに提出してください。
- ③提出期限は特に決まりはありませんが、事務処理の都合上、なるべく定例会の開会日2日前の正午までに提出してください。間に合わなかったものは、その次の定例会において審議することとなります。
- ④提出者が多数の場合には、なるべく代表者を選び、提出者欄に記入してください。

### 書 式

表 紙	内 容
○○○に関する 請 願 書   紹介議員 氏 名 (署名又は記名押印)	年 月 日 米子市議会議長様  (提出者) 住 所 氏 名 ①  ○○○に関する請願 1 要 旨…… 2 理 由……

※陳情書については、請願書の書式に準じて記載してください。

### 第444回6月定例会提出議案等審議結果一覧表(1)

番 号	件 名	結 果
議案第61号	専決処分について(米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	原案承認 賛成多数
議案第62号	専決処分について(米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)	原案承認 全会一致
議案第63号	専決処分について(財産の取得について(米子市クリーンセンターの灰処理用薬品))	原案承認 全会一致
議案第64号	専決処分について(財産の取得について(米子市クリーンセンターの排ガス処理用薬品))	原案承認 全会一致
議案第65号	専決処分について(平成15年度米子市一般会計補正予算)(補正第11回)	原案承認 全会一致
議案第66号	専決処分について(平成15年度米子市土地取得事業特別会計補正予算)(補正第3回)	原案承認 全会一致
議案第67号	専決処分について(平成15年度米子市介護保険事業特別会計補正予算)(補正第4回)	原案承認 全会一致
議案第68号	専決処分について(平成16年度米子市住宅資金貸付事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認 全会一致
議案第69号	専決処分について(平成16年度米子市下水道事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認 全会一致
議案第70号	専決処分について(平成16年度米子市高齢者住宅整備資金貸付事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認 全会一致
議案第71号	専決処分について(平成16年度米子市駐車場事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認 全会一致
議案第72号	専決処分について(平成16年度米子市流通業務団地整備事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認 全会一致

第444回6月定例会提出議案等審議結果一覧表(2)

番 号	件 名	結 果
議案第73号	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 賛成多数
議案第74号	米子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第75号	町の区域の新設及び変更並びに字の区域の廃止について	原案可決 全会一致
議案第76号	鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について	原案可決 賛成多数
議案第77号	鳥取県西部広域行政管理組合を組織する町を変更し、及び同組合規約を変更する協議について	原案可決 全会一致
議案第78号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(内浜処理場強制濃縮棟築造その1工事)	原案可決 全会一致
議案第79号	平成16年度米子市一般会計補正予算(補正第1回)	原案可決 全会一致
議案第80号	財産の処分についての議決の一部変更について(錦海団地分譲用地)	原案可決 全会一致
議案第81号	公平委員会委員の選任について	原案同意 全会一致
議案第82号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意 全会一致
議案第83号	米子市職員懲戒審査委員会委員の任命について	原案同意 全会一致
議案第84号	米子市伯仙財産区管理委員の選任について	原案同意 全会一致
議案第85号	地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について	原案可決 全会一致
議案第86号	容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出について	原案可決 全会一致
議案第87号	日本統治下のハンセン病施策犠牲者に対するハンセン病補償法適用を求める意見書の提出について	原案可決 全会一致
議案第88号	緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出について	原案可決 全会一致
報告第3号	平成15年度米子市繰越明許費繰越計算書について	報 告 —
報告第4号	法人の経営状況について	報 告 —
報告第5号	議会の委任による専決処分について(損害賠償の額の決定について)	報 告 —

第444回6月定例会受理陳情審議結果一覧表

番 号	件 名	結 果
陳情第46号	緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善について	趣旨採択 全会一致
陳情第47号	鳥取県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正について	継続審査 —
陳情第48号	国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進めることについて	趣旨採択 全会一致
陳情第49号	米子市議会議員定数条例について	継続審査 —
陳情第50号	国指定中海鳥獣保護区の指定及び同特別保護地区の指定について	趣旨採択 全会一致

継続審査となっていた請願・陳情の審議結果一覧表

番 号	件 名	結 果
請願第3号	容器包装リサイクル法の見直しを求めることについて	趣旨採択 全会一致
陳情第36号	ラムサール条約登録湿地の指定及び国設鳥獣保護区特別保護地区指定に反対することについて	取下承認 —
陳情第37号	日本統治下のハンセン病施策犠牲者に対するハンセン病補償法適用について	趣旨採択 全会一致
陳情第43号	病児保育拡大について	継続審査 —